




# お知らせします 福祉医療費助成制度

福祉医療費助成制度は、医療費の一部を助成することにより、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的としています。医療機関で受診した場合、その医療費の自己負担額を助成します。

問合せ先 市民文化部保険年金室 (☎84-5005)

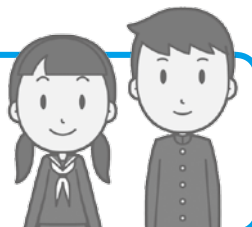
## 医療費を助成しています

子ども 医療費助成	心身障害者・ 65歳以上心身障害者 医療費助成	一人親家庭等 医療費助成
<b>対象者</b> 出生してから、15歳到達後の最初の3月31日までの子ども (亀山市独自の制度として中学生まで医療費が無料) 	<b>対象者</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●身体障害者手帳1級～4級に該当する人 (4級は亀山市独自の制度)</li> <li>●療育手帳A1・A2・B1(最重度・重度・中度)に該当する人</li> <li>●精神障害者保健福祉手帳1級に該当する人 (通院にかかる医療費のみ助成対象)</li> </ul>	<b>対象者</b> 一人親家庭等の母または父および児童 ※対象となる一人親家庭等とは、18歳到達後の最初の3月31日までの児童(中学生、高校生を含む)を養育している人および児童を言います。
<b>所得制限</b> 保護者に対する所得制限は設けていません。	<b>所得制限</b> 本人と保護者、配偶者に対する所得制限は設けていません。	<b>所得制限</b> 所得制限があります。 ※対象者が家族の人などに扶養されている場合は、扶養している人にも所得制限があります。

## 9月1日から受給資格証が変わります

毎年9月1日が受給資格の更新日です。  
 受給資格更新の審査の結果、引き続き受給資格を有する人には、8月下旬に新しい受給資格証を送付します。

来年度(平成30年度)に中学校へ入学する子どもには、中学校卒業まで有効な**ピンク色**の受給資格証を送付します。



様式第2号  
 亀山市福祉医療費受給資格証

1. 心身障害者 (精神障害については適用外) 2. 一人親家庭等  
 3. 子ども 4. 65歳以上心身障害者

受給資格証番号			
住所			
受給者氏名			
フリガナ			
氏名			
生年月日	年 月 日	性別	
有効期間	年 月 日から	年 月 日まで	
発行機関名	亀山市長 亀山市 福祉医療費受給資格証印字機		
交付年月日	年 月 日		

受給資格証の色が、薄紫色から**若草色**に変わります。

# 受給資格の申請はお済みですか？

各医療費助成の受給資格を満たす人で、まだ受給資格の申請をしていない人は、市民文化部保険年金室へ申請してください。

## 申請に必要なもの

- 健康保険証
- 保護者または本人名義の通帳
- 印鑑



## 次の内容に該当する人は書類などが別途必要

- 心身障害者・65歳以上心身障害者：  
身体障害者手帳、療養手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか
- 一人親家庭：  
母または父および子どもの戸籍謄本
- 平成29年1月2日以降に転入した人または保護者：  
平成29年1月1日時点で住所を有していた市町村発行の平成29年度(平成28年分)の所得・課税証明書

## 福祉医療費Q&A

### Q1. 病院にかかるときはどうするの？

医療機関の窓口で、亀山市福祉医療費受給資格証と健康保険証を提示して、医療費をお支払いください。後日、市から医療費を振り込みます。

### Q2. 三重県外で病院に行ったら？

県外の医療機関で受診した場合は、領収書(レシート不可)と受給資格証を1カ月分まとめて市民文化部保険年金室または関支所地域サービス室へ提出してください。後日、市から医療費を振り込みます。

### Q3. 医療費はいつごろ振り込まれるの？

医療機関で受診した日から3カ月～4カ月後の月末(金融機関が休業日の場合は前営業日)に指定の口座に振り込みます。ただし、後期高齢者医療制度に加入している人は、約6カ月後の月末に振り込みます。

また、医療機関から市への報告順で支払いを行うため、受診順と振り込み順が前後する場合がありますのでご了承ください。

### Q4. 受けられる給付は？

保険適用分の医療費が対象になります。ただし、保険適用外の健康診断、予防接種、差額ベッド代、労災などは対象になりません。また、1カ月の医療費が高額になった場合は、加入している健康保険者から支払われる付加給付金や高額医療費を除く分を福祉医療費から助成します(付加給付金や高額医療費については各保険者にお問い合わせください)。

### Q5. 加入している健康保険が変わったら？

新しい保険証と印鑑を持参の上、保険変更の届け出をしてください。手続きをしていないと、正しい助成額が支払われない場合があります。

### Q6. 学校などでけがをして、スポーツ保険の給付が受けられる場合は？

学校管理下における児童や生徒、幼児などの負傷または疾病などについて、(独)日本スポーツ振興センターによる給付(スポーツ保険)が受けられる場合は、子ども医療費の助成対象になりません。

学校管理下での負傷または疾病などで医療機関を受診する際は、窓口での受付時に、「学校管理下での負傷または疾病」であることを必ず伝えてください。学校を通じて、(独)日本スポーツ振興センターから災害共済給付金(3割相当額の一部負担金+1割の見舞金)が支給されますので、学校で申請をしてください。

### Q7. コルセット(治療用装具)を作製した場合の助成はどうするの？

対象者が加入している医療保険の保険者へ提出した医師の意見書の写し、領収書の写し、療養費支給決定通知書の写しを、市民文化部保険年金室または地域サービス室へ提出してください。ただし、亀山市国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者は療養費の支給を受けた後、自己負担分の助成を受けるための手続きは不要です。

### Q8. 入院時の食事代は対象になるの？

住民税非課税世帯で減額認定を受けた人に限ります。該当する人は、各保険者で減額認定証を発行してもらい、受診の際に提示すると、食事代の助成が受けられます(亀山市独自の制度)。

ただし、亀山市国民健康保険・後期高齢者医療制度以外の健康保険に加入し減額認定を受けた人は、減額認定証を市民文化部保険年金室へ提示してください。

### Q9. 助成金の確認は？

助成金について詳しくは、振込と同時に発送する「福祉医療費交付決定通知書」をご確認ください。